

## 包括的事前合意に関する基本合意事項

- 1、 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名押印がある場合は、後発医薬品に変更できない。
- 2、 「含量規格変更不可」又は「剤型変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- 3、 合意に基づく医薬品の変更にあって、安定性や体内動態など薬学的観点及び保険診療上の取り扱いについて十分に検討し、適切であると判断した上で変更を行うこと。
- 4、 合意に基づく医薬品変更にあって、自家製剤加算、一包化加算、嚥下困難者用製剤加算、重複投薬・相互作用防止加算等は算定しないこと。(算定するときは疑義照会)
- 5、 合意に基づく医薬品変更理由について、患者に説明して同意を得ること。
- 6、 処方変更し調剤した場合は、包括的事前合意プロトコル連絡用紙と包括的事前合意プロトコル番号を記入した処方箋を、処方元の薬剤部に **FAX** 送信すること。
- 7、 麻薬・抗がん剤は包括的事前合意から除外することとする。